

・・・ 2024年度・・・
(令和6年度)

重要事項説明書



しょうとうかい
社会福祉法人 松 稻会
マザーシップ新梅田保育園

マザーシップ新梅田保育園 重要事項説明書（令和6年度）

保育提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 松稲会
所 在 地	大阪市住吉区浅香1丁目8-38
電話番号	06-6696-1177
代表者氏名	理事長 葛西 得男

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	マザーシップ新梅田保育園
施設の所在地	大阪市北区大淀南3丁目12-12
連絡先	電話番号06-6346-3012 FAX 06-6346-3013
管理者	園長 森田 里江
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 9人 1歳児 15人 2歳児 15人 3歳児 16人 4歳児 16人 5歳児 16人
利用定員	満3才以上の児童 48人 満1歳以上3才未満の児童 30人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	平成28年5月1日
施設・事業所番号	2710051005512
ホームページ	http://www.mothershipcare.com/

3 施設の目的・運営方針

マザーシップ新梅田保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場所を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育てで家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設（本園）

敷地		195.50 m ²
園舎	構造	鉄筋造 4階建
	延べ面積	486.32 m ²
園庭		屋上庭園 浦江公園他

主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	らっこ組（0歳児）
ほふく室	1室	ぺんぎん組（1歳児）
保育室	4室	いるか組（2歳児） とびうお組（3歳児） まんぼう組（4歳児） くじら組（5歳児）
調理室・調乳室	2室	
事務室	1室	
トイレ	3室	
職員室	1室	
倉庫	2室	
エントランスホール	1室	
その他	2室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 園の特色

当園は、モンテッソーリの専門指導者を迎えて、園児の発達段階に合わせた様々な教具、玩具を用いた教育を取り入れるとともに関連の職員研修を実施し保育士のスキルの向上に力を注いでいます。アート教育にも力を入れ、日本臨床美術協会認定の専門講師による創作芸術の実践を進めており、描くことや造ることを通して子どもの創造力を育みます。また、運動能力の向上と基礎体力づくりを目標になんば体操クラブの専門講師によるカリキュラムを展開しています。リズム遊びは当園の職員、または担任が担当して定期的に楽しんでいます。

4, 5 歳児は海外の文化に親しむために ECC の外国人講師による英会話教室が月 1 回あります。

(3) 送迎

当園は駐車場がありませんので、車を利用される方は近隣のパーキングを利用してください。自転車を利用される方は、当園の駐輪スペースに駐輪してください。（駐輪スペースは送迎時のみ利用できます）

ベビーカーは専用の置き場がありませんので、ご使用の際はお持ち帰りください。

6 職員の職種、員数及び職務内容（栄養士については別掲） 4 月 1 日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる。	1	1		男性保育士
保育士	園児の保育をつかさどる。	19	16	3	男性保育士 2 名
調理員	園児に食事の提供をする。	4	2	2	栄養士と兼務
看護師	園児の健康管理等をする。	1	1		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 条。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～16：00）
駐輪場担当	月～金（7：45～9：15）（16：15～18：15）

※シフト勤務により、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において就労等の理由により保育が必要な場合は、19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労時の理由により保育が必要な場合は、7時半から8時まで又は16時から19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時頃	11時頃	15時頃	満1才より牛乳を飲み始めます
1歳児	9時頃	11時頃	15時頃	午前間食は牛乳
2歳児	9時頃	11時頃	15時頃	午前間食は牛乳
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4	2	2	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

1.2 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1.3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	吉本診療所
医院長名	吉本 裕
所在地	大阪市北区大淀中3-2-12
電話番号	06-6453-0910

(2) 歯科

医療機関の名称	おかだ歯科
医院長名	岡田 克也
所在地	大阪市北区大淀南2-8-13
電話番号	06-6454-4144

1.5 緊急時の対応

保育中に園児にけがや疾病の症状が見られる場合は、まず保護者へ連絡を取ります。並行して、保育園がまとめた『急病時の対応マニュアル』に沿って対応、嘱託医に報告して、応急処置・緊急搬送など、指示を仰ぎます。土曜日など、嘱託医が休診の場合には、#7119『救急安心センターおおさか』に問い合わせる対応します。

また、厚生労働省がまとめた『保育所における事故発生時の対応ガイドライン』や、緊急振興財団がまとめた『重症度・緊急度判断基準』を参考にしています。

1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、危機管理マニュアルにより対応致します。
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報等 有 ・スプリンクラー 無
消防訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施し、消火訓練は適宜実施します。

1.7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1.8 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 松岡 佑樹 ・利用時間 7:30～19:30 ・電話番号 06-6346-3012 ・FAX 06-6346-3013 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員会	山崎 英興	電話番号 06-6451-8904 役職・肩書等 大淀西連合振興町会会長
	中蔵あけみ	電話番号 06-6451-2161 役職・肩書等 主任児童委員

1.9 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う。
保険金額	一部負担金として年額300円を徴収します。

20 園児の利用状況（毎年度4月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	7人	4人	9人
1歳児	15人	15人	15人
2歳児	15人	15人	15人
3歳児	15人	15人	16人
4歳児	14人	15人	16人
5歳児	15人	14人	16人
計	81人	78人	87人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年4月申請・夏頃実施予定	
自己評価の実施状況	令和5年度有り	
自己評価の実施	令和6年度実施予定	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・告示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費（3才～5才）	主食費	月額 2,000円
	副食費	月額 4,500円
オムツ（1才未満） （1才以上）	レンタル	月額 3,300円
		月額 2,960円
オムツカバー	レンタル	月額 1,400円
トレーニングパンツ	レンタル	月額 1,400円
おむつ卒業セット	レンタル	月額 3,410円
カラー帽子	通園、散歩時等園外で使用	980円
体操服	制服	2,000円
長袖体操服	制服	2,400円
体操ズボン	制服	1,700円
体操長ズボン	制服	2,800円
スモック	制服 遊び着用	1,950円
スモック	制服 製作用	2,800円
スタジアムジャンパー	制服	14,500円
通園リュック（3才以上）	通園時使用	6,730円
絵本代（2才児以上）		各クラス毎
音楽用品全般	鍵盤ハーモニカ	6,200円
工作	粘土、粘土ケース、粘土板、ヘラ	450円、320円、430円、260円
工作	はさみ、のり	400円、220円
絵画用品全般	自由画帳、色鉛筆	350円、920円
証明書類全般	保護者証、名札、氏名印等	150円、130円、315円
その他、園使用用品全般	連絡ノート、出席ノート等	190円、280円
園外保育での実費 （前年度実施例）	南楽園 大根掘り 芸術観賞会 お泊り保育 プラネタリウム キッズニア（お別れ遠足）	2,790円（交通費、入園料） 920円 6000円（施設利用料等） 240円（入館料） 3,790円（入場料・交通費）
スポーツ振興センター	災害共済掛金	年額 300円

<p>特別保育関連費</p>	<p>教育、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。</p> <p>下記特別保育については、在園児の保護者に参加の意思を示した、同意書を提出していただきます。</p> <p>特別保育等の費用について月額2,000円徴収させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操教室 660,000円/年 ・臨床美術 740,640円/年 ・モンテッソーリ教育 244,200円/年 <p><u>モンテッソーリ教育、臨床美術を日常的に展開していくための材料費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECC（英会話教室） 185,000円/年 ・クリスマスプレゼント代 ・お誕生カード代 ・運動会景品代 <p>等の経費について、月額2,000円より不足分については当園が負担いたします。</p>	<p>月額 2,000円</p>
----------------	---	------------------

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、希望者には領収書を交付いたします。

2024年4月1日以降ご注文の用品等価格は上記になります。

※欠品等の事情で商品の差替えや消費税の改定が行われた場合、価格の変動が予想されます。

☆給食費＝3歳児クラス以上保育料無償化に伴い副食費を保育園に納めていただくことになりました。月額4,500円は厚生労働省子ども家庭局発の技術的助言として発表されており、当園ではこの技術的助言に沿って2024年度も副食費4,500円と従来からの主食費2,000円を合わせて月額6,500円を3歳児クラスからご負担いただきます。

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担については、下記の要領となり、前年どおりです。

延長保育料＝延長保育申請の上、承認書発行の方（18：30～19：30）
月額 2,900 円

延長保育緊急利用 ＝ 未申請で勤務時間などの都合で緊急利用の場合。
短時間保育は 07：30～08：00・16：00～18：30
標準保育は、18：30～19：30 の時間帯で
15分毎 500 円 の料金が発生します。

超過保育料 ＝ （月～金 19：30 以降）（土 18：30 以降）
10分毎 1,000 円 の料金が発生します。

マザーシップ新梅田保育園での特定教育・保育の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

マザーシップ新梅田保育園

説明者 職 氏名 園長 森田 里江 印

同 意 書

私は本書面に基づいてマザーシップ新梅田保育園の利用にあたっての重要事項説明書を読み同意しました。

2024年(令和6年) 月 日

【園児】 _____ 組 氏名 _____

_____ 組 氏名 _____

_____ 組 氏名 _____

【保護者】

住所 _____

氏名 _____ 印

園児から見た続柄 _____